

【令和８年第３回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日 環境委員長 岩田 英高

○「議案第１１３号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊手数料を改定する５項目のうち、市民の負担が伴う手数料の項目及びその内容について

市民の負担が伴う項目は、浄化槽関係であり、汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に係る部分である。

＊浄化槽を使用している市民の状況について

令和６年度末における市内の下水道普及率は９９．６パーセントとなっており、残る０．４パーセントが浄化槽となっている。

現在、市内の浄化槽は、高津区以北の河川沿いや山坂の多い地域等に分布しているほか、川崎区では臨海部を中心に事業系の浄化槽として設置されている。

＊浄化槽等の清掃手数料の受益者負担割合を１００パーセントとする考え方及び今後の値上げについて

手数料については、サービスを必要とする市民の求めに応じて課すものであり、受益者が市民全体ではなく、当該サービスを利用する市民に限られることから、受益者負担割合を１００パーセントとしている。

今後の改定については、使用料・手数料の設定基準に基づき、他都市との均衡等も考慮しながら、受益と負担の適正化を図っていきたいと考えている。

＊浄化槽等の清掃手数料の受益者負担割合を１００パーセントとした場合の金額及び今後の負担割合の考え方について

受益者負担割合を１００パーセントとした場合、浄化槽の清掃手数料は約２万４，０００円となることから、急激な負担増とならないよう経過措置を設け、改定率の上限を１．５倍としている。

＊浄化槽等の清掃手数料を約２万４，０００円まで引き上げる考えについて

必ずしも約２万４，０００円にするということではなく、使用料・手数料の設定基準に基づき、他都市との均衡や原価計算、その時点の経済・社会状況等も勘案しながら調整していく。

＊浄化槽等の清掃手数料の受益者負担割合の見直しについて

今回の手数料については、使用料も含め、全庁的な基準に基づいていることから、現時点で個別に見直す状況にはないが、今後については、この基準自体を継続するかどうかも含め、議論されていくものと考えている。

＊汚泥の処理及び浄化槽等の清掃に係る過去の料金改定率について

平成２９年度及び令和５年度の見直しにおける改定率は、１．５倍を上限として改定を行っている。

＊一般家庭における浄化槽等の清掃に係る標準的な費用及び改定後の負担額について

一般家庭における標準的な浄化槽は、1.5立方メートル以下の5人槽であり、1回当たりの清掃手数料は、現行の9,670円から改定後は1万4,500円となる。通常、年1回の清掃となるため、年間では約4,800円の負担増となる。

*** 一般家庭及び事業系における汚泥の引き抜き状況について**

一般家庭では、1.5立方メートルの5人槽で年1回の清掃を行うため、汚泥の引き抜きはほとんどないが、事業系では利用頻度が多いことから、年1回の清掃に加え、途中で汚泥の引き抜きを行う場合がある。

*** し尿収集の現行体制及び災害時の対応について**

4か所の生活環境事業所のうち、川崎生活環境事業所と宮前生活環境事業所の2か所にし尿収集機能を集約し、それぞれし尿収集車10台で市内を網羅している。また、災害時においても、現在の直営収集体制の中で対応する計画としている。

*** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正内容及び条例改正の整備内容について**

今回の法改正では、災害廃棄物の処理をより迅速かつ円滑に進めるため、災害時には再委託に加え、再々委託まで可能となった。また、一般廃棄物処理施設の設置についても、自治体から直接委託を受けた事業者だけでなく、再受託者及び再々受託者についても、許可ではなく届出により施設の設置が可能となった。

これに伴い、生活環境影響調査結果の縦覧に関する規定に再受託者及び再々受託者が追加されたことから、法改正との整合を図るため、条例の規定を整備するものである。

*** ごみ排出量の減少及び廃棄物処理事業の取組について**

政令指定都市の中で、1人1日当たりのごみ排出量が最も少なくなったことについては、市民・事業者の日頃からの協力によるものと認識している。

廃棄物処理事業については、これまでも廃棄物の排出削減に取り組んでおり、また、プラスチックの一括回収が全市に広がったことから、広報にも力を入れて取り組んでいるところである。

*** ごみ集積所の増加等を踏まえたごみ収集事業の対応について**

ごみ収集については、効率よく収集できるようステーション方式としており、市民にもルールに則った排出をお願いしている。

収集効率の面では、集積所が集約されていることが望ましいが、地域ごとに様々な事情があることから、柔軟に対応し、そのバランスを取りながら収集事業を進めている。

*** ごみ収集や集積所に関する市民への周知・広報の在り方について**

今後もホームページ等を活用しながら、幅広く周知・広報を行っていきたいと考えている。

*** ごみ収集に関する地域との意見交換について**

地域から推薦された廃棄物減量指導員と廃棄物に関して、様々な意見交換を行っている。

*** 災害時及び平時における廃棄物処理に関する地域からの意見・要望について**

特段の意見・要望はないが、日頃から地域の困りごとについて意見を聴取するとともに、こちらからも情報発信を行うなど、地域とのやり取りを行う。

《意見》

*** 災害時におけるごみ収集等の負担を少しでも減らすため、日頃から正しい情報を市民に周知するとともに、ごみ収集事業等における環境局の負担についても適切に広報し、地域及び自治会等と連携しながら、ごみ収集や災害時の対応、負担の在り方について丁寧な周知・広報に努めてほしい。**

*** 下水道が整備されていない地域などで、やむを得ず浄化槽を使用している場合もある中、清掃等の受益者負担割合を１００パーセントとする基準の在り方に加え、現行の９，６７０円から１．５倍に値上げし、さらに将来的な負担増も想定していることには問題がある。また、全庁的な使用料・手数料の見直しにおいて、公平性や受益者負担の考え方を一律に当てはめることが、住民福祉の増進を旨とする地方自治の在り方として適切なのか疑義があることから、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１２０号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」

《聴聞会の開催要請に関する協議》

聴聞会開催の要請書が関係団体から提出されたため、委員会において聴聞会の開催について協議した結果、開催しないことを決定した。

《主な質疑・答弁等》

*** 口径別料金への移行理由及び受益者負担の考え方について**

メーターの口径は、水需要者の潜在的な水需要を表すものであり、口径の大きさに応じて施設整備に係る費用を負担してもらうという考え方が、受益者負担である。

*** 水道の契約件数全体に占める単身世帯の割合について**

市の統計では、全世帯に占める単身世帯の割合は約４６パーセントであることから、水道の一般世帯の契約件数約８０万件のうち、単身世帯が全契約件数に占める割合は、概算で約４４パーセントになると推計している。

*** 本市水道料金が低廉な理由について**

自然流下などの要因、全国に先駆けた浄水場のダウンサイジングを中心とした再構築事業など、経営努力によって料金が低く抑えられている。

*** 逡増度の緩和に伴う一般世帯への配慮について**

一般世帯への配慮としては、下水道使用料改定の先送りに加え、令和１０年度以降は、２２パーセントの料金改定を予定しているが、激変緩和措置として、令和９年度は１１パーセントの改定とするものである。

*** 負担軽減策の対象となる世帯の想定について**

庁内アンケートの結果として３人世帯で月２１立方メートル、４人世帯で月

24立方メートル程度が平均的な使用水量と考えられ、子育て世帯はおよそ3人以上の世帯でもあることから、この結果をもとに子育て世帯の想定を行った。

*** 負担軽減策における子育て世帯等の「等」が想定する世帯について**

子育て世帯を除いた改定率を低く抑えた3人世帯、4人世帯を想定している。

*** 既存の減免制度と今回の料金改定における負担軽減との関係について**

減免制度については、月の使用水量10立方メートルまでを減免するもので、現行の水道料金では、水量にかかわらず720円まで減免するものである。

*** 施設減免における水道料金及び下水道使用料の取扱いの整合性について**

下水道については、平成12年度の下水道使用料改定の際に議論があり、附帯決議が付されたという経過がある。一方、水道については、それ以降、平成21年度の値下げ改定しか行っておらず、今回が30年ぶりの値上げ改定となり、取扱いが異なっている。

*** 水道料金に下水道使用料と同様の施設減免を導入した場合の減免額について**

水道料金を10パーセント減免した場合、現在、下水道使用料の減免を申請している約570施設がそのまま減免対象となれば、減免額は下水道使用料と同程度になると考えている。

一方、申請率については、分子が減免している給水栓数、分母が事業所数であり、複数の事業所で一つの給水栓を使用している場合などもあることから、現在、件数及び影響額を精査している。

*** 水道料金改定に伴う福祉施設等への減免措置の検討状況について**

福祉施設等への水道料金の減免については、上下水道局において影響額の精査を行うとともに、各種団体への説明会や市ホームページに寄せられた意見等を集約しているところである。また、各団体を通じた事業所への周知等も行いながら、料金改定による影響の把握を進めており、これらの影響額や意見等を踏まえ、関係局と連携し、水道料金減免の必要性や対応について引き続き検討を進めていきたい。

*** 水道料金改定を契機とした関係局との連携及び市民生活への負担軽減に向けた取組について**

水道料金の改定について議論が行われているが、本市の中でも、関係局との単なる言葉だけではない「実連携」がより求められる時代になっていると認識している。

今回、水道料金の改定を通じて様々な業界との接点ができていることから、関係局や関係団体と、様々な視点で「実連携」をしっかりと果たせるよう取り組んでいきたいと考えている。

*** こども未来局との子育て世帯等の負担軽減策に係る協議経過について**

子育て世帯の負担軽減については、これまでの環境委員会での議論を踏まえ、所管するこども未来局とも議論を行ったが、子育て世帯を限定することが難しく、対象を全ての子育て世帯とすると件数が多く、事務処理が煩雑となることから、子育て世帯の使用に相当する水量帯の改定率を低く抑えることとした。

*** これまでの子育て支援策の考え方を水道料金改定へ反映することについて**

子育て家庭への対応については、関係局との間で子育て世帯等に関する減免について意見交換を行った。減免等の実施を検討するに当たっては、対象世帯の設定、世帯状況の継続的な把握及び事務手続上の負担等の課題を確認しつつも、本議案では、料金設定において一定の負担が抑えられていると認識している。

*** 福祉サービスを自宅で受けている世帯に対する水道料金の減免制度について**

福祉的な減免措置として、障害者世帯及び要介護高齢者のいる世帯に対し、障害や要介護の状態に伴う経済的な負担を考慮し、生活の安定を図ることを目的とした減免制度を設けている。

*** 水道料金改定による食品関係事業者への影響及び懸念について**

食品関係事業者に、特段のリスクがあるとは認識していないが、食品関係に限らず、水道を使用する全ての事業者にとって、料金改定による一定程度の影響はあるものと認識している。

*** 5月に示された大幅な改定率による、市民及び議会への周知について**

経営審議委員会の答申が示された際など、丁寧な説明を目的として、取組の節目ごとに、環境委員会への報告及び市ホームページへの掲載による周知を行ってきた。

*** 5月時点における料金改定予定の周知及び広報の取組状況について**

広報紙、市ホームページ、SNS、広報パネル、市のイベント開催時の出展、区役所の行政情報モニター及びアゼリアビジョン等を活用して周知を行った。また、説明会については、5月の委員会報告以降に開始し、現時点で27団体に対して合計29回実施した。

*** 料金改定に係る広報に要した費用について**

広報経費については毎年予算化しているが、料金改定に係る新たな取組として、トレインチャンネルによる周知に約80万円、検針時に投函するチラシに約250万円、合わせて約330万円を予定している。その他の広報については、それほど新たな経費はかかっていないと認識している。

*** 市民への周知が約2割であることを踏まえた、広報による取組及び成果について**

取組の成果として約850名を対象に行ったシールアンケートでは、料金改定を認識している市民の割合が約45パーセントに増加している。

今後も、現状の広報を継続するとともに、トレインチャンネルや検針票投函時のチラシ配布なども実施を予定している。

*** 料金改定の背景及び目的に係る市民の理解促進に向けた取組について**

料金改定について広報紙及び説明会等を通して、物価、資材価格、金利並びに賃金等の上昇を背景に、市民生活の安全・安心を守る上で、現在の料金では施設・管路の更新・耐震化を計画的に進めることが困難であることを説明している。

加えて、道路陥没や水道管の破裂による道路冠水などを防ぐために料金の改定を行うという目的及び値上げ幅について説明している。

*** 料金改定に関する説明会について**

健康福祉局、こども未来局、経済労働局及び区役所の地域振興課から団体の紹介を受け、説明を希望する団体に赴いて説明会を実施した。

*** 各種団体への説明状況、行政の対応及び今後の説明会の実施予定について**

希望のあった団体へは説明会を実施しているが、説明会を辞退された団体も複数ある。

その他の団体については、今後、他の方法も活用して確認していきたい。

引き続き、広報や市民周知、理解の醸成を進めるため、令和9年4月の料金改定まで、説明会を実施する予定である。

*** 各種団体からの要望及び質問について**

説明会では、施設減免に関する要望が2件あったほか、料金改定をしてでも施設整備を進めてほしいとの意見があった。また、市民生活の安全・安心や事業者の経済活動を守るための料金改定であることを説明したところ、管路の更新率などについて質問があった。

*** 川崎市食品衛生協会への説明における健康福祉局の同席の有無及び寄せられた意見等について**

説明会は上下水道局職員のみで実施した。

水道料金を上げるのであれば東京都への分水料金も上げるべきではないかとの意見があった。

*** 幼稚園協会への説明会の際に寄せられた要望について**

現行の下水道使用料の減免対象となっていない状況下において、新たに水道料金の値上げがされることで、園の運営に大きな負担となることや、夏季の園行事で水道を使用する活動が多いことなどについて意見・要望があった。

*** 中小企業等の民間事業者への説明状況及び説明を行っていない理由について**

各局及び区役所の地域振興課から、本市に関係している団体を紹介してもらい、説明を行っている。

今後、必要であれば、業界や会社に対しても、令和9年4月の料金改定までに説明を実施していきたいと考えている。

*** 料金改定に当たりパブリックコメントを実施した過去の事例について**

パブリックコメント手続条例が制定された平成18年度以降、料金の値下げ改定を行っているが、その際にはパブリックコメントは実施していない。

また、値上げ改定は行っていないことから、上下水道局では、料金改定に当たりパブリックコメントを実施した実績はない。

*** 今後の料金改定におけるパブリックコメントの実施について**

本市のパブリックコメント手続条例では、納付すべき金銭に関する条例等は適用除外とされているが、市民の意見を把握することは必要であると認識している。

今回は、パブリックコメントに代わる様々な取組を行い、可能な限りの対応を行ってきたが、十分ではないとの意見もあることから、今後の下水道使用料の改定に当たっては、パブリックコメントや説明会、イベント会場での意見聴取など、どのような手法が効率的・効果的であるかを含め、今後の検討課題と

したい。

*** 退職給付費の増加を踏まえた令和８年度の人件費の決算見込みについて**

退職給付費については、今後の給与改定や人事委員会勧告等を見定めた上で、決算額を確定していくこととなる。現段階では、労務単価が上昇しているため、若干の上昇傾向を示すものと考えている。

*** 令和８年度の人件費の予算額に対する決算見込みについて**

令和８年度予算については、令和７年度決算における退職給付費の引当不足分を当初予算に計上していたが、令和７年度決算で予算超過により引当不足分を引き当てている。このため、令和８年度については、予算額と比較して、大きく金額が膨らむことは想定していない。

*** 令和８年度の建設改良費に係る現時点での執行見通しについて**

現段階では工事が順調に進捗しており、計画どおり執行している。

*** 料金改定に係る資料における企業債のシミュレーションについて**

企業債については、経営審議委員会において、水道事業の企業債充当率及び企業債残高対給水収益比率について４パターン程度のシミュレーションを行い、比較した収支を示してきたところだが、今年度に入り、一つのパターンに絞り込み、現在の資料としている。

*** 企業債の調達における財政融資資金と地方公共団体金融機構資金の使い分けについて**

企業債の調達にあたり、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金は、比較的長期かつ低金利で借入れができるため、有利な借入先の一つと考えている。

借入れに当たっては、事前に総務省と協議を行い、その中で借入先等の調整、配分が行われる。

*** 企業債の最終的な調達先に係る水道事業者による選択可否について**

各事業体が企業債を借り入れられるよう、国において全体的な調整を行っていることから、総務省から示された借入先以外で借入れを希望することは難しい。

*** 希望する借入先から調達できない可能性について**

水道事業については、比較的、財政融資資金が配分されており、近年は要求どおりとなっている一方、公的資金を要求していても、調整の結果、民間資金からの借入れとなる場合もある。

*** 料金改定率の抑制に向けた一般会計からの繰入れについて**

収支や赤字の補填を目的とした一般会計からの繰入れについては、地方公営企業法に独立採算制の原則が規定されていることから、法の趣旨に反し、一般会計に依存した経営は行うべきではないと考えている。

*** 令和１０年度以降の料金改定率を１５パーセント又は１８パーセントとし、事業計画や施設更新計画等を変更しない場合の料金算定期間における当年度純利益又は純損失について**

令和１０年度以降の改定率を１５パーセントとした場合は、料金算定期間３年間で合計約１２億円の赤字となり、１８パーセントとした場合は、３年間で

約 3, 0 0 0 万円の黒字となる見込みである。

*** 水道法施行規則に基づき、料金改定率を 1 5 パーセント又は 1 8 パーセントとした場合に確保できる資産維持費及び資産維持率について**

資産維持費については、当年度純利益又は当年度純損失の額となる。単年度当たりでは、1 5 パーセント改定の場合は約 4 億円の赤字となるため、資産維持費はマイナス約 4 億円、1 8 パーセント改定の場合は、3 年間で約 3, 0 0 0 万円の黒字となるため、単年度当たり約 1, 0 0 0 万円となる。

また、資産維持率については、資産維持費を償却資産総額 1, 7 3 4 億円で割った値であり、1 5 パーセント改定の場合はマイナス 0. 2 3 パーセント、1 8 パーセント改定の場合は 0. 0 0 パーセントとなる。

*** 料金改定率を 1 5 パーセント又は 1 8 パーセントとし、必要な資産維持費を確保できない場合の水道法との整合性について**

資産維持費を確保できない場合は、水道法に基づく健全な経営を確保するための料金設定に係る要件を満たしていない。

*** 料金改定率を 1 5 パーセント又は 1 8 パーセントとした場合に、水道法等に沿った料金算定とするために必要となる事業計画及び財政計画の見直しについて**

経営審議委員会からは、料金算定期間末の累積資金残高について、算定期間前年度末である令和 8 年度末の資金残高と退職給付引当金の額のいずれが多い方を確保すべきとの答申があった。

令和 8 年度末の累積資金残高が約 6 0 億円、退職給付引当金が約 5 2 億円であることから、料金算定期間末に確保すべき資金は約 6 0 億円となる。

1 5 パーセント改定の場合、料金算定期間末の資金残高は約 2 8 億円となり約 3 2 億円不足し、1 8 パーセント改定の場合は約 4 0 億円となり約 2 0 億円不足する。管路更新経費の単年度当たりの事業費は約 3 0 億円であることから、相当分の建設改良事業を実施できなくなるものである。

*** 現行の事業計画、施設更新計画及び財政計画を変更せず、料金改定率を 1 5 パーセント又は 1 8 パーセントとした場合の、水道法等に照らした料金算定の合理性について**

水道法施行規則では、将来の施設更新を着実かつ計画的に行うための資産維持費を計上し、当年度純利益を確保すべきとしており、1 5 パーセント改定の場合は、3 年間で約 1 2 億円の赤字、1 8 パーセント改定の場合は、約 3, 0 0 0 万円の黒字であり、収支均衡となることから、適正な資産維持費を計上しているとは言えず、合理的な料金算定として説明することは困難であると考えている。

*** 引当金に見合う累積資金残高を取り崩し、施設更新等の財源に充てる場合の財務運営上の可否及び妥当性について**

本市水道事業の引当金には、賞与引当金、貸倒引当金、退職給付引当金の 3 つがあり、中でも長期にわたって引当てを要し、かつ額が大きいものが退職給付引当金である。

総務省通知では、引当金として内部に留保した資金をみだりに使用せず、引

当金相当額の資金を内部に留保しておくこととされていることから、妥当とは言えない。

*** 地方公営企業法第 17 条の 2 に基づく一般会計からの繰入れ及び収支不足の補填に対する考え方について**

地方公営企業法には独立採算制の原則が規定されており、一般会計に依存し、収支不足又は赤字を補填する経営は、法の趣旨に反するため行うべきではないものと認識している。

*** 地方公営企業法第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 における義務規定・任意規定の位置付けについて**

地方公営企業法第 17 条の 2 は義務規定、第 17 条の 3 は任意規定と認識している。

*** 地方公営企業法第 17 条の 3 に規定する「特別の理由」として、政策的な一般会計からの繰入れによる水道料金の引下げが該当するかの有無及びその理由について**

地方公営企業法第 17 条の 2 において独立採算制の原則が規定されており、経営に伴う経費は、経営による収入をもって賄わなければならないとされている。このため、経営に関わる部分を一般会計から繰り入れて補填することは、法の趣旨に反し、行うべきではないと認識している。

*** 外部要因への臨時的な対応として、食品衛生関係事業者の水道料金を減免する場合の地方公営企業法第 17 条の 3 の想定する一般会計からの繰入れの可否について**

一般会計からの繰入れについては、市長事務部局において、公共の福祉の増進に資するとの判断があれば、繰り入れても差し支えないものと考えている。

*** 料金改定率の引き下げを目的とした、一般会計からの水道事業会計へ繰り入れが地方公営企業法及び総務省通知上の「その他特別の理由による必要がある場合」に該当するかについて**

災害に準ずる一時的な企業外の要因等により、企業会計で所要経費を賄うことが客観的に困難又は不適当な場合に限られるため、料金算定率の引下げを目的とした繰入れについては該当しない。

*** 工業用水道の減量に伴う水道料金への影響について**

12 億円の減収については、給水単価の見直しに伴って生じたものであり、今回の料金改定に一定の影響を及ぼしている。

一方、大口利用者の需要減による年間約 7 億円の減収、物価・金利・賃金等の上昇による約 23 億円の収益的支出の増加、約 50 億円の建設改良費の増加など、様々な要素があって今回の料金改定に至ったものである。

*** 工業用水道への給水による 12 億円の減収がなかった場合の料金改定率への影響について**

12 億円の減収がなかった場合には、改定率が 5.7 パーセント程度下がる計算である。

*** 今回の料金改定を踏まえた工業用水道料金の見直しに対する考え方について**

上水と工業用水道の給水には関連があり、水道料金を改定し、工業用水道の給水単価を見直せば、工業用水道料金にも影響することから、適切に計算し対応していきたいと考えている。

*** 工業用水道への給水単価の見込みについて**

資材価格がこの５年ほどで約２０パーセント上昇していることを踏まえ、基本料金部分について、約２０パーセント程度の値上げになると考えられる。

*** 工業用水道事業への給水単価の見直し時期について**

工業用水道への給水単価については、令和７年４月の改定から間もないことから、今回、見直しを行わなかった。

今後の見直し時期について、現時点で示すことは難しいが、改定後の財政収支では令和１４年度に累積資金が不足すると見込まれていることから、その段階では一定の対応が必要になると考えている。

*** 料金改定後における資金不足の発生時期並びに懸念事項について**

改定後の財政収支見通しでは、令和９年度に１１パーセント、令和１０年度以降に２２パーセント改定した場合でも、令和１２年度から赤字となり、令和１４年度から資金不足が発生する見込みである。

赤字ないし累積資金不足の発生を回避する方法は、現時点ではないと考えており、累積資金不足の発生を遅らせるため、企業債の充当率を高める選択肢はあるが、生産年齢人口や人口総体の減少が見込まれる中、将来世代に更なる負担を先送りすることがよいのかについては、議論が必要である。

*** 将来を見据えた水道事業における、純損失及び資金不足への具体的な対応状況について**

職員配置の最適化により単年度当たり１１．３億円の財政効果を上げ、加えて、資産の有効活用により単年度当たり約８億円の収入を得ている。

また、パイプインパイプ工法等による中期期間の４年間で約８０億円の経費削減に努めている。

*** 財政収支の改善状況等を踏まえた令和１０年度以降の１１パーセントの改定率の継続について**

令和８年度単年度の要因により、令和９年度以降の改定内容を変えることは検討していない。今回の料金改定では、累積資金残高を退職給付引当金５２億円より多く確保することも考慮しており、これを下回ると総務省の示す基準を満たさないこととなる。

一方、令和９年度以降、物価や金利の明らかな低下傾向が見込まれる場合には、再検討する必要があると考えている。

*** 料金改定周期の短期化の内容について**

経営審議委員会の答申では、令和９年４月に料金改定を行い、令和１５年頃まで累積資金が不足しない改定率として３６パーセントが示された。

一方、令和１５年頃まで見込む改定率では料金が高くなってしまうことから、改定サイクルを短期化し、具体的には令和１４年度に資金が不足する程度の改定率として、２２パーセントに抑えたものである。

*** 次回の料金改定期期について**

令和14年度から約16億円の累積資金不足額が発生する見込みであり、令和14年度には改めて料金改定をする必要性があると想定している。

*** 料金算定期間終了後の次回の料金改定期期について**

経営判断によって考え方が異なり、令和12年度に約5億円の赤字が発生する見込みから、料金改定をする考え方や、令和14年度までは資金が不足しないため、累積資金が不足する令和14年度の段階で料金改定をする考え方もある。

*** 水道料金及び下水道料金の同時改定について**

下水道使用料の改定期期については、未定であり、現時点で示すことはできないが、同時改定が市民生活に与える影響を踏まえ、慎重に検討する。

*** 各種料金・手数料の値上げを同時期に実施することとした政策判断の経緯について**

今回の料金改定について、使用料・手数料や市バス運賃との間で、関係者が集まって調整したということはない。

老朽化した管路の更新や耐震化を進めていく必要がある中で、経営努力を重ねながら、一定の負担をお願いするものである。

一方、上下水道局として、引き続き経営努力を継続するとともに、一般会計からの繰入金についても、来年度の予算編成に向けた議論の中で、今回の議論を関係局に伝え、調整していきたいと考えている。

《意見》

* 水道は市民生活を支える基幹的なインフラであり、今後の事業運営においても、必要な施設更新や耐震化が着実に進められるよう、一般会計との適切な負担区分にも十分留意しながら、安定的な事業運営に努めてほしい。

* 料金改定による幼稚園、保育園、認定こども園等や各種業界への影響を踏まえ、新たな減免措置や支援措置等について検討するとともに、丁寧な説明と一層の広報に努めるべきと考えることから、本議案については附帯決議案を付して賛成するものである。

* 附帯決議には、子どもに関する施設への支援策や減免措置等の検討を求める内容となっていることから、その趣旨に賛同し、本議案については附帯決議案を付して賛成するものである。

* 引き続き市民等へ説明を図りながら、周知・広報を確実に進めることを求め、本議案については附帯決議案を付して賛成するものである。

* 幼稚園、保育園、認定こども園等や各種業界への減免措置・支援措置等の検討及び料金改定に係る広報の充実を求める附帯決議案の内容には賛同できるものの、今回の料金改定については、令和9年度を11パーセントに抑えているとはいえ、最終的に22パーセントの改定となることについては納得できず、修正案の提出を検討していることから、本議案には賛成できない。

* 附帯決議案の内容については賛同することができるが、審査を踏まえ、修正案の提出を検討していることから、本議案には賛成できない。

- * 子育て世帯等への負担軽減や激変緩和措置は示されたものの、一人暮らし世帯を含め市民負担の増加は避けられず、4人世帯でも年間約6,000円の負担増となる。この時期の水道料金の引上げは、市民生活への影響を考えると慎重さを欠くものと言わざるを得ず、料金改定の主な理由とされる老朽管の更新や耐震化については、一般会計からの繰入れで対応すべきであり、その負担及び工業用水道の給水単価見直しの影響が市民生活に及ぶことは納得できない。また、市民への説明や意見聴取も十分とは言えず、市民の理解と納得が得られた状況とは考えられないことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第120号に対する附帯決議案の審査結果》

賛成多数附帯決議を付す

○「議案第121号 川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 市バスの乗車人員の回復状況及び今後の見通しについて

乗車人員はコロナ禍前の水準に向けて回復傾向にあるものの、現時点では回復に至っていない。経営計画における財政収支見通しでは、コロナ禍前の水準まで回復した後、横ばいで推移すると見込んでいる。

* 近年に実施した減便及び路線廃止の状況について

令和6年6月に、運転手の労働規制強化への対応及び人員確保の困難を背景として、鷺ヶ峰営業所管内において減便を実施したが、直近で路線廃止は行っていない。今年度当初に小倉循環線を川崎鶴見臨港バスへ移譲しているが、地域のバスネットワークは維持したほか、登戸駅駅前広場の供給開始に伴う経路変更も路線廃止には含めていない。

* 民間バス事業者の撤退地域等を含め、市バスの路線又は便数の拡充の可能性について

増便については、労働規制強化への対応も踏まえ、追加人員の確保が必要となることから、今後の資金需要等も踏まえ、慎重な検討が必要である。

* 鷺ヶ峰営業所の建替えに係る検討状況について

建物の老朽化を踏まえ、経営計画においては北部地域における建替え用地の確保を検討することとしている。電気バス充電設備の導入等により必要規模が拡大する可能性もあることから、諸条件を考慮しながら検討を進める。

* 人材確保及び地域バスネットワークの維持について

市バスの果たすべき役割は、地域のバスネットワークを維持・確保することである。一方、運転手の労働規制への対応等により全国的に減便が生じている中、経営面との均衡も考慮する必要がある。今後もこうした役割を踏まえ、民間バス路線の廃止等への対応も含め、可能な限り地域のバスネットワークの確保に努める。

*** 市バスの公共的役割及び一般会計による負担の考え方について**

公営企業として、経済性及び独立採算性を基本とした事業運営を行う。一方、行政路線や公共施設への接続路線など、市バスでなければ担えない市民の交通手段の確保については、政策的な判断により一般会計が負担する場合もあり得る。

*** 通学定期券の運賃を据え置く理由について**

今回の料金改定は幅広い利用者に負担を求めるものであるが、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、通学定期券の運賃については据え置くこととした。

*** 車両更新に伴う費用及び補助制度等を踏まえた今後の車両購入の在り方について**

人員及び車両の確保は事業運営上の重要な投資であり、安全かつ安定した輸送を確保するため、老朽化した車両を計画的に更新する必要がある。経営との均衡を図り、脱炭素化にも取り組みつつ、市場動向等を踏まえながら更新計画を適宜見直していく。

*** 高齢者外出支援事業において、月額パス利用者は負担が据え置かれる一方、都度利用者には負担が生じることについて**

利用形態による負担の違いについて交通局として直接的な見解を示すことは難しいが、次回の料金改定に当たっては、事業所管局において適切に判断すべき事項であると認識している。

*** 高齢者及び障害者に係る運賃負担に関する関係局との調整方針について**

交通事業者としては、利用者に広く公平な負担を求めることを基本としている。その上で、高齢者及び障害者の移動手段の確保という公共交通事業者としての役割に応じ、一定の負担を担っている。本人負担及び市負担の在り方については事業の実施者の判断によるものであるが、可能な範囲で関係局との調整を進めていく。

*** 国への運賃改定認可申請から認可までの見通しについて**

本議会で議決を得た後、令和8年11月上旬頃に国へ認可申請を行う予定である。約3か月の審査を経て令和9年2月頃の認可を見込んでおり、同年4月から料金改定を実施する予定である。

*** 運賃を220円から240円へ改定することを前提とした収支見通しについて**

収支見通しについては、物価高騰等を一定程度見込んでいるものの、燃料価格の急騰など急激な経営環境の変化までは見込んでいない。

*** 臨海部路線における5分から10分程度の遅延に対する公共交通機関としての認識について**

定時運行の確保は、路線バス事業者として重要であると認識している。一方、渋滞、工事及び事故等に起因する遅延は避けられない場合もあることから、バスナビ等による遅延情報の提供を行いつつ、安全を最優先に定時運行の確保に努めていく。

*** 臨海部へのバス運行の定時性確保に向けた道路管理者及び関係機関との調整・検討状況について**

交通管理者に対し、路上駐車解消等について協力を要請している。また、公

共車両優先システムを活用するなど、関係機関と連携しながらバス運行の定時性確保に努める。

*** 日中の需要が少ない時間帯における急行・特急運行等の運行効率化への検討状況について**

駅から東扇島までの特急運行及び乗換えによる運行実験を実施したが、利用者は少なかった。日中は住宅地から駅への移動需要があることから、各停運行が適していると考えている。今後も利用動向を踏まえながら、運行計画の見直しを行う予定である。

*** 日中の運行効率化及び運転手の負担軽減に向けた、利用者の需要状況に応じたダイヤの設定及び検証について**

料金箱の利用データにより時間帯別の利用状況を把握している。朝夕の需要集中時間帯には輸送力を確保し、日中は運行間隔を調整するなど、利用需要に応じた効率的な運行となるようダイヤ改正を行っている。

*** 収支が厳しい中での地域バスネットワーク維持について**

公営バスとして地域のバスネットワークを維持する役割を担っていることから、利用動向を踏まえつつ、日中を含めて一定の運行間隔を確保している。今後も運行時間帯の調整を行うなど、効率的な運行となるよう継続的に運行計画の見直しを進める。

*** 料金改定に関する市民への周知及び意見聴取の取組状況について**

市バスホームページ、SNS及び車内ポスターを活用し、料金改定の必要性及び内容の周知を行った。また、ホームページの問い合わせフォーム及び電話により市民からの意見を受け付けた。

*** 料金改定の周知に際して市民から寄せられた意見の件数及び内容について**

料金改定に関して寄せられた意見は6件であった。主な内容として、1件は運転手の接遇に関連して料金改定に反対する意見であったが、その他はおおむね料金改定に理解を示すものであった。

《意見》

*** 料金改定に関する利用者への周知・広報については、今後も引き続き、様々な媒体を通じて実施してほしい。**

*** 需要が少ない時間帯においては、急行運行等を導入し、運行時間の短縮による運行の効率化や運転手の負担軽減を図るといった視点も踏まえ、今後のバス運行の在り方について継続的に検証してほしい。**

*** 公共交通として誰もが等しくサービスを受けられる公平性の確保と市民サービスの向上を図るため、料金改定に当たっては引き続き経営努力に取り組むとともに、持続可能な地域交通ネットワークの確保に努めてほしい。**

*** 物価高騰等により市民生活への負担が増している中で、減便と料金改定を同時に行うことについては利用者の理解を得ることが難しい。また、市バスが市民の移動手段としての役割を維持するためには一般会計による支援を充実させるべきであることから、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 139 号 令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決